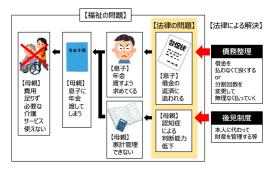


法テラスは 法的支援を通じて まちづくりのお手伝いをしています



例えば8050問題。認知症の母親が息子に年金を渡してしまう。 そのために、必要な介護サービスが使えない。 福祉の現場で、そんなケースが報告されています。

その背後には、法律問題が隠れているかもしれません。 法テラスは「司法」と「福祉」の連携に取り組んでいます。 法的支援を福祉の現場に適切に取り入れることは、 認知症になっても、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

しかし、司法にアクセスできる市民は、まだまだ限られています。

相談するお金がない。近くに弁護士がいない。どこに相談すれば良いかわからない。心理的に抵抗がある。 様々な理由から、必要な法的支援を受けられない市民がいます。

SDGs目標16.3は、「すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」と定めています。 法テラスは、この目標と同様の理念のもとに活動する、国が設立した公的な法人です。



法制度・相談窓口 のご案内



無料法律相談 (資力基準あり)



司法過疎地への弁護士派遣





法テラスでは、法的支援を通じたまちづくりに生かすため、 寄附を募集しています。お手続きは簡単です。 右記QRコードまたは「法テラス 寄附」でご検索ください。

